



241 その他の電気吸じん機

定格電圧 100V 以上 300V 以下の交流の電路に使用するものに限る。定格周波数 50Hz 又は 60Hz、定格消費電力 1kW 以下

【一般呼称の例】 業務用吸じん機、業務用掃除機、電気吸じん機



水、洗剤、金切りくず等住宅の居間に通常存在しないものを専ら収受するものであるときは、「電気掃除機」でなく、「その他の電気吸じん機」として取り扱う。(範囲等の解釈 三七.(24))

【混同しやすい電気用品】

電気掃除機